

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

---

◇ 福 本 栄一郎 君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位 5 番、福本栄一郎君。

（2 番 福本栄一郎君 登壇）

○2 番（福本栄一郎君） 通告に従いまして、一般質問をただいまから行います。

私の質問は、町営温泉についての 1 件のみであります。町民の安心・安全な生活を守るため、具体的かつ満足のいく、わかりやすい明確な答弁を町長に切にお願いいたします。

まず、1 点目、自家用・営業用を含めて数年来、温泉加入者が増えていない状況である。豊富な湯量があるにもかかわらず、加入者が増えない要因はどこにあるのかお伺いいたします。

2 点目、平成 24 年度松崎町温泉事業会計決算書の事業報告書の中で、「整備後 17 年が経過しており今後各施設の改修に伴う費用の増加が見込まれることや、供給収益の更なる減少も推測されることから、施設の管理運営に万全を期すと共に加入の促進と経営の合理化を心掛ける」と記されていますが、具合的にどのような事業展開しているのかお伺いいたします。

3 点目、平成24年度に松崎町営温泉第 1 配湯所、これは宮内区内でございます。貯湯槽改修設計業務を実施していますが、当該地は津波浸水区域にあります。設計業務は、津波対策は考慮されているのでしょうか。考慮されていればどのような方法でありますか。具体的にお伺いいたします。

4 点目、各施設の改修に伴う費用の増加と新規加入者が見込まれないため収益が悪化し、収支バランスに不均衡が生じた場合、温泉使用料金の大幅な値上げが想定されますが、加入者に対する説明責任と公営企業会計を預かる町長の経営責任についてお伺いいたします。

5 点目、本年 6 月に静岡県第 4 次被害想定（第一次報告）が公表されましたが、地震による源泉の枯渇や送配湯管、更には津波浸水区域内にあります第 1、第 2 配湯所、これは第 1 は先ほど申し上げたとおり宮内区内、第 2 配湯所は西区の B & G プールの横にあります。当温泉施設が壊滅的な被害を受けた場合、松崎町営温泉事業は廃止するのでしょうか。現状復旧する場合は、莫大な費用を要します。復旧経費の財源と費用負担はどのようにするのでしょうか、お伺いいたします。また、温泉事業を廃止する場合は、加入金（権利金）の取扱いについてお伺いいたし

ます。

6 点目、豊富な湯量を健康増進や地域エネルギーとして広く利活用するため中川・岩科地区へ供給する考えはあるのでしょうか、町長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりとします。

○町長（齋藤文彦君） 福本栄一郎議員の一般質問についてお答えします。

1. 町営温泉について。

①「自家用・営業用を含めて数年来、温泉加入者が増えていない状況である。豊富な湯量があるにもかかわらず、加入者が増えない要因はどこにあるのか伺います」についてであります。

現在の温泉契約戸数につきましては、営業用 35 戸、自家用 321 戸で合計 356 戸となっております。

新規加入者につきましては、平成 17 年度に 2 件の加入があつてからは、以降の新規加入者はございません。また、近年は長期不在等により休止件数も増加しているのが現状です。

加入者が増えない要因につきましては、さまざまな要因が考えられますが、一つには景気の低迷が続いていることや現在の経済情勢の下での加入金の高さが要因として考えられます。

②『「平成 24 年度松崎町温泉事業会計決算書の事業報告書の中で、「整備後 17 年が経過しており今後各施設の改修に伴う費用の増加が見込まれることや、供給収益の更なる減少も推測されることから、施設の管理運営に万全を期すと共に加入の促進と合理化を心掛ける」と記されていますが、具体的にどのような事業展開しているのか』についてであります。

①の質問で回答したとおりの要因で新たな加入者も増えず、又営業用から一般用への種別変更や供給休止を申し入れる加入者が近年増加し、収益面で厳しい状況が続いている一方、費用面でも電気動力費の値上げが大きな要因となり、結果、経常利益が毎年減少していることは議員ご承知のことと思います。このため、経営改善策の一環として本年度、中央温泉研究所に温泉施設改修設計を委託し、動力費の経費低減と効率的な送湯を図るための配湯所送湯ポンプのインバータ化や突発的な修繕が発生しても断湯しないような配湯所配管の改良、更に第一配湯所貯湯タンク改修の再検討等を計画しております。また、加入促進について、鋭意努力してまいりたいと思います。

③「平成24年度に松崎町営温泉第1配湯所貯湯槽改修設計業務を実施していますが、当該地は津波浸水区域にある。津波対策は考慮されているのか。考慮されていればどのような方法か、具体的にお伺います」についてであります。

静岡県第4次地震被害想定における第1配湯所での浸水深はレベル1では津波浸水区域外で

すが、レベル2では3～5メートルとなっています。

平成24年度に行った第1配湯所貯湯槽改修設計では、耐震対策につきましてはボーリング調査を行い検討はしていますが、レベル2の津波に対して費用等を考慮した結果、対応が困難であるとの判断から津波対策は考慮しておりません。

④「各施設の改修に伴う費用の増加と新規加入者が見込まれないため、収益が悪化し収支バランスに不均衡が生じた場合、使用料金の大幅値上げが想定されますが、加入者に対する説明責任と公営企業会計の経営責任について伺います」についてであります。

温泉事業会計は限られた供給区域内の加入者からの料金収入で経営していますが、最近の決算状況の推移は利益が減少し、議員ご質問の状況に陥ることが将来的にないとも限りません。しかし、温泉事業発足以来加入者の方々のおかげで長年かけて積み立てられた資金がありますので、私としましては、まず経費の削減や加入促進により経営の改善を図り、更に厳しい状況になった場合でもこの資金を充当し、できるだけ料金の値上げを行わないようにしたいと考えています。

⑤「本年6月に静岡県第4次被害想定（第一次報告）が公表されましたが、地震による枯渇や送配湯管、更には津波浸水区域にある第1、第2配湯所が壊滅的な被害を受けた場合、温泉事業は廃止するのか。現状復旧する場合、莫大な費用を要する。復旧経費の財源と費用負担は。また、事業廃止する場合、加入金（権利金）の取り扱いは」についてであります。

ご質問の大規模地震津波災害の発生により温泉施設が壊滅的な被害を受けた場合の廃止又は事業継続の判断については、加入者の人的、建物等の被災状況や被災後の町復興計画などに基づき、総合的に検討して判断せざるを得ないのではないかと思います。

次に、事業継続を決定した場合の復旧財源については、内部留保資金や起債等に対応していくことになると思います。

また、事業廃止を決定した場合の加入金の取り扱いについては、温泉管理条例第8条第3項に「加入金はいかなる理由があってもこれを返還しない。」と規定されております。

⑥「豊富な湯量を健康増進や地域エネルギーとして広く利活用するため中川・岩科地区へ供給する考えは」についてであります。

未利用の温泉を活用するために供給区域を広げることは一つの考え方ではありますが、実際に中川・岩科地区へ配湯するためには、長距離の管路布設等を含め多額の設備費用が必要となります。当然費用に見合う収入を見込まなければなりません。現在の供給区域における加入の状況等を考慮すると、中川・岩科地区へ供給することについては、困難であると考えていま

す。

以上でございます。

○2番（福本栄一郎君） 一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

○2番（福本栄一郎君） まず、順を追ってご質問したいと思います。

まず、最初に、温泉会計は数字的なことが多いものですから、まず担当課長にお伺いします。

温泉加入者、自家用・営業用は先ほど町長の答弁の中に含まれましたけれども、温泉事業会計の資金残高は平成24年度末で結構でございますが、いくらあるかということと、それから、余剰湯量、岩科・中川へ充当する場合に、これは自家用で結構です。何件分に相当する湯量があるのかどうかということですね。

それから、3点目、復旧費用の算定ですけれども、これはどの程度かかるか、教えていただけませんか。以上、3点を取りあえずお願いします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） それでは、いまのご質問の1点目、24年度末現在の温泉会計の資金残高ということでございますけれども、24年度末で約3億8000万円ございます。

続きまして、質問の2番目、余剰利用について自家用に換算するということでございますが、計画口数、これは平成4年の改良事業で計画した計画口数750口でございますが、現在24年度末で加入口数は444口でございますので、差引306口ということは、自家用1件分を1口と換算しますと、当然306件分になるということでございます。

質問の3番目でございます。大規模災害で配湯所、温泉施設が全壊した場合、どれくらいの費用がかかるかという質問でございますけれども、これ自体は実際にやってみなければわからない金額でございますけれども、少なくとも現在の資産価値でものを申させていただきますけれども、平成24年度末の決算書貸借対照表の中で、建物、構築物、機会等の各固定資産の金額、取得価格がございまして、合計が約12億8000万円となっております。

以上で質問の回答とします。

○2番（福本栄一郎君） まず、第1点目から・・・。加入者が増えない要因はどこにあるのか伺いますが、先ほど町長は景気の低迷、加入金の高さ・・・、これは景気の低迷というのはグローバルな金融機関ですから、全世界ですよ。これは町にはちょっと無理なので、町自体の要因を聞いているんです。金融というのは難しいんですよ。国境がないんです。全世界です。景気の低迷・・・、今日も株価がオリンピックで上がっているようではございますけれども、またいつ下がるかわかりません。これはもう全世界のことですから、そういうのはもう言わないでもらいたいです。松崎町独自

の考え方でいってください。

加入者が増えないのは、町長が言いました「加入金の高さがあるのではないか」、この高さというのは、一般家庭では1口毎分5リットルで200万円、営業用が330万円、この要因があると思うんです。

しかも、お湯を生産して捨てている。動力費もかけて。この非常に無駄なことをしている。その要因を私は聞いているんです。

そうしてみれば、加入金が高い・・・、加入金を下げたらどうですかという考え方です。その辺の考え方はどうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 加入金の高さが要因と言いました。この料金体制は平成5年の4月1日から始まっているわけで、20年間新規加入者というのがなかなかできないわけで、いろいろな案が出たり消えたりしているわけですがけれども、なかなか非常に難しい要因があって、20年間ほとんど・・・、17年度に2件の加入者があった以外は新規加入者が増えないのは、この高さだと思っています。

平成5年というのは、松崎町も流動観光人口が非常に多い時で、たぶん40万人以上を超したと思います。今は10万人位ということで、こういう景気の悪さがいろいろあることだと思います。ただ、20年経って何もできないということは非常に辛いことで、担当者の方に何かいい方法がないだろうかというようなことを指示しているわけですがけれども、なかなかいい案が出てきません。

私は、福本議員は水道とか温泉に関しては、本当に造詣が深くて、言葉の端々にも知識があふれているわけですがけれども、ぜひいい案がありましたら、皆さんが納得できるような、新加入できるような案がございましたら、ぜひ一番に私の方に知らせて欲しいなということでございます。ただ、先ほど申したとおり誰かがこれは手を付けなければいかんということで、担当者にはいろんないい案がないかということで話をしているところです。

○2番（福本栄一郎君） 私は町長ではございません。町長が決めることです。条例を改正する。提案をして。この議場で提案してください。加入金もういま・・・、これこそ景気が低迷で、温泉に入りたくても入れないですよ。さっきの町長の裏じゃないですよ。グローバルな社会経済じゃなくて松崎町もそうですよ。景気が低迷しているから、なおさら入れないじゃないですか。賃金が上がらない、給料が上がらない、逆に下がる。民間企業はちょっと仕事ができないと追い出し部屋へと追いやられる。辞めるということは言えないでしょうからね。ますます企業がダメじゃないですか。加入金が高いからじゃないですか、これは。

その加入金をもっと考えて、松崎の温泉権利は、もちろん民間もございますけれども、民間は大体は 10 年位でしょう。権利が。松崎町の場合は永久権利であるし、「ただし、町長の許可を得て譲渡することもできる」ということなんですよ。この 2 つの利点があるから、当時は入ったと思うんです。200 万円というのは貴重ですよ。これは。

ですから、それも・・・、だけでも、町の人たちはぜひとも温泉に入りたいという願望が非常に高いです。アンケートを取ったことがありますか。その点はどうか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 確か、温泉事業会計、平成 4 年から 7 年にかけて改良事業ということで、その前段階でアンケート調査を取ったということでもあります。それから、平成 12 年にも確か那賀地区でもやったということでございます。

平成 4 年の頃は確かに議員のおっしゃるとおり町長の方も言っているとおりの観光入込状況が非常に好調であったため申込みが非常に良かったという時期でございます。それが平成 7 年から 8 年頃までは順調に加入の方は伸びてきたわけでございますけれども、私の方でも決算状況を調べてみますと、平成 10 年以降からピタッと伸びが止まりまして、先ほど町長が回答したとおりの 17 年度以降一切なかったと、加入がきていないというのは事実でございます。

ちなみに、アンケートの方につきましては、平成 3 年にやったというような記憶でございます。それから、平成 12 年に那賀地区でやったということで、那賀地区の場合には、確か・・・。

平成 3 年では、那賀地区では 45 口であったものが、平成 12 年ではやはり景気の関係等で 28 口というふうに、やはり減少しているということで、議員のおっしゃっている状況は如実に表れているんじゃないだろうかと考えています。

○2 番（福本栄一郎君） 昔のデータを出すのも結構ですけども、私が言っているのは、今現在、平成 25 年 9 月 10 日現在の・・・、この最新の状況はどうでしょうかということ、それについて広報活動・・・、2 番目も関係してきますけれども・・・、じゃあ、2 番目にいきます。経営の合理化と加入の促進ということですけどもね。

ですから、さっき言った・・・、これは重複しますけれども、いわゆるアンケートを取ったんですか。それとも、月に 1 回広報まつぎに募集のこともかけたんですか。新聞の折込はやったんですか。その辺はどうか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 私どもの方、確かに加入の方を待っている状況でございますので、特段そういうことはしておりませんし、アンケートに関しては特にしておりません。

○2 番（福本栄一郎君） それから、ちょっとその前に、2 番目に問題が移って・・・、2 番目に入りましたけれども、整備後 17 年で耐用年数があるけれども・・・、じゃあ、総務課長に聞きます。車の庁用車は耐用年数で実際乗っている平均的な年数はどんかいですか、教えてくださいませんか。

○総務課長（金刺英夫君） 突然のふりで、申し訳ございません。ちょっと私も正確ではなくて

申し訳ないんですけど、通常車の場合は、5年で減価償却が終了しているかと思います。現状ではもう少し私どもの方は長く乗らせていただいているような状況でございます。

○2番（福本栄一郎君） 温泉で莫大な10何億かけたと思うんですが、整備後17年で機械はみんな壊れていくんですか。どこにそれがみているんですか。それはいいですよ。

町長、ですから、さっき言った加入金はどうでしょうか。検討する考えがあるんでしょうか、お聞かせください。

○町長（齋藤文彦君） 先ほど申しましたとおり、平成5年4月1日にスタートしているわけですが、その時は本当に景気が良くて、営業が330万円、自家用が200万円、これでもかなりの人が増えるのではないかと、当時の町の人たち、当時の役場の人たちも考えたと思います。まさかこんなに急激に景気が悪くなると思ってなかったと私は思います。

ただ、20年経っているわけですから、いろいろな案が出て消えていくわけですが、加入期間を限定して加入金を安くするとか、いろいろ案が出てくるわけですが、最終的には法律的な問題とかなんとかがありまして、なかなかうまくいきません。

福本議員が言うように、本当に慎重に検討して、新加入者を増やさないことには、これは温泉会計はどん詰まりになってしまいますので、慎重に検討していくということでやっていきたいと思っています。

○2番（福本栄一郎君） 町長、この松崎町営温泉管理条例というのは、一番最初にできたのは、昭和39年7月17日、条例第44号。昭和39年というのは、印象深いのは为什么呢。昭和39年。この温泉管理条例ができたんですよ。だったらいいです。東京オリンピックが・・・、第18回東京オリンピックが昭和39年。新幹線の開業も昭和39年10月1日。これからただ料金改定で・・・。国民宿舎も営業したんです。当時は国民宿舎ですからね。いわゆる観光対策でやったんですよ。大体私はそういうふうに推測しています。それでいま49年経っています。

当然加入金とか使用料金は改正されているでしょうけれども、基本的な考え方である加入金は、先ほども・・・、また後で触れますけれども、「いかなる理由があっても加入金は返さない」ということ、あとでやりますけれども、その辺の今の齋藤町長になってから・・・、自分がトップでありますので、その辺の町長の考え方を伺いたいということです。再度ちょっと厳しいようですが、加入金を見直す考え方はあるんでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） いろいろ難しい問題がありますので、慎重に検討していくと、この場ではそれしかありません。答えは。

○2番（福本栄一郎君） じゃあ、時間の関係がありますので、次にいきます。

それから、町営温泉第1配湯所の貯湯槽は、確かこれは本体工事が8300万円でしたかね。委託が、ちょっと数字が間違っていたらまた訂正を願いたいですけれども、確か1200万円位だと思いますけれども、ここは先ほど町長の答弁の中で、いわゆる津波浸水区域で、浸水深がレベル2ですか、3メートルから5メートルあるということで、対応は困難であって対応していないということで、こういった対応をしていないところで・・・、この年の新年度予算でしたか、修正でかけましたけれども、あの8300万円ということをやるともりでいたんですか。その辺をお聞かせください。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 平成25年度の当初予算の審議の中で、温泉会計、先ほどの、いま第1配湯所の温泉タンクの改修で8300万円が修正を受けたわけでございます。当然その時我われとしましても今後の管理運営の関係、それから老朽したタンクを・・・、タンク自体が耐震化していないという点も踏まえまして、8300万円の80トンタンクということで提案をさせていただいたわけでございます。

当然通させていただければ、25年度で仕事をしたいという意味で当然提案をしたわけでございます。ただ、先ほど町長の回答の中でも、その辺のことも踏まえて、本年度その辺については内容について見直しをさせていただきたいということで、中央温泉研究所に改良設計の方も25年度で改めてお願いをしている状況でございます。

○2番（福本栄一郎君） 町長、いま担当課長がまた25年度ですか、検討していると言うけれども、この対応が困難だと言って、津波浸水区域の宮内の所、いずれまた第2配湯所、西区のB&Gプールの横にあるでしょうけれども、やるとなる。これは、しかも町長は浸水対策だって、いろんなことで防災対策で配慮しているわけでしょう。これはどういうことですか。町長。

また新たに、いま現状にあるというのを・・・関わらず8300万円ですか、これは新規に投資して、しかも地震でやられればそれまでで使っていく。その辺の町長の考え方はどういうことですか。

○町長（齋藤文彦君） 第1配湯所は老朽化と耐震がないということで、120トンと30トンと50トンのタンクがあって、120トンの方はそのままとして、30トンと50トンの方を直した方がいいのではないかとということで、皆さんに提案したわけですがけれども、その30トンと50トンをつ一つにして80トンにするのか、または小さいのにするのか、いま内部で検討しているところでございます。

○2番（福本栄一郎君） 今年の新年度予算で修正をかけたでしょう。その時に30トンタンクと50トンタンクと80トンと合せて200トンですか。それで、じゃあ、この80トンタンクです



ね。やろうとしたのはね。「それがなくても回っていけるんですか」と言ったら、「いける」と答えたじゃないですか。これは間違いじゃないですか。偽証じゃないですか。

なんで 200 トンを揃えなければならないんですか。さらにほかの議員が指摘を受けたのはいつだったか、平成 16 年に指摘を受けているというんですよ。その辺はどうですか。議事録を・・・、だったら、議長にお願いして出しますよ。今の答弁と・・・、偽証じゃないですか。その辺はどうですか。

○副町長（松本忠久君） 先ほど来申し上げていますように、当初予算ではそういう 2 つのタンクが老朽化しているんで、改修して 1 つにしたいという案で提案申し上げたわけですが、まだ使えるならいいじゃないかというようなご意見のもと、議会の方で修正をされて予算を削られたということで、それを受けて、私どもの方では担当課の方に再度どういったいき方がいいのか検討をするようにということで、指示はしてあるわけでございます。でありますから、今後どういう形になるか、まだ現状では「こうします」という回答はできないわけでございますけれども、今後更なる検討を加えて、また案として議会の方へ提案することになると思います。

○2 番（福本栄一郎君） じゃあ、これが必要であるとか、ないというのは誰が判断しているんですか。その辺はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 老朽化、耐震化がないということが言われているわけですから、町としては、それなりに対応しなければいかんということでございます。

○2 番（福本栄一郎君） いろんなことを聞きますと、200 トンの貯湯タンクが必要ないじゃないか。民間でさえ言っているんですよ。なんで 200 トンの貯湯タンクを造らなければならない。その背景はどこにあるんですか。だれの指示を受けているんですか。やらなければならない。あまりにも・・・、これは回答はいいです。いわゆる不急のやらなくてもいいのをやる。ただ、金が・・・、先ほどの内部留保資金、あとでまた触れますけれども、3 億 8000 万円ある。この単純な発想ですよ。私が言っているのは、使えるものは使ってください。あまりにも不急な仕事が多すぎるのではないか。

その計画を見直したらどうですか。加入者が増えないというんでしたらば。200 トンもいらないんじゃないですか。その辺を町長、お願いします。

○町長（齋藤文彦君） なかなか難しい問題ですけども、やっぱり老朽化と耐震化がないと専門家の方に言われているわけですから、それなりの対応をしていかないと、もし何かの時に、温泉に入っている皆さんに迷惑がかかるわけですから、そのようなことを考えてやっているわけでございます。

行政がやっていることは、それはちょっとうまくないよというような話もいろいろ議員さんの方から聞いて、それも対応して、その考えも加味しながらやっていきたいと思っているところです。

○2番（福本栄一郎君）　ちょっと・・・。ただ単なる貯金があるからやらなければならない。老朽化・・・、だから先ほど総務課長に聞いたらば、庁用車はなんですか。そうしたら、法定償却は5年だという、5年過ぎた車はみんな・・・5年過ぎたら全部買うんですか。決算を見ましたら、庁用車が68台ありますよね。消防車から全部。全部毎年買うんですか。

単なる、お金があるから、使うじゃなくて、みんなの預かり金でしょう。あなたは公営企業の経営責任者ですじゃ。なんて説明するんですか。じゃあ、いいです。次にいきます。

5番目、これが、いわゆる大規模震災・・・、壊滅的な被害を受けた場合は、温泉事業を廃止するんですかという質問に対して、町長は、「復旧計画を見て判断していきたい」と答弁しています。これはどういう意味ですか、具体的にご説明ください。

○町長（齋藤文彦君）　どのような災害になるかわからないわけで、この場で答えられないわけですが、その「災害後の町の復興計画に基づいて、総合的に検討していく」と私は答えたところです。

○2番（福本栄一郎君）　それで、松崎町営温泉管理条例を見ますと、温泉供給の原則、これは第5条にあります。温泉の供給は昼夜不断とする。目的は、観光に資するため。昼夜不断ということは、町長に義務があるということじゃないですか。24時間蛇口をひねれば、いつでも温泉が出る。大規模が来たから、みんな復旧計画を見て、やんないよ。だったら、加入金へといきます。加入金はどうするんですか。そうしたら、あなたの答弁では、温泉管理条例でいかなる理由があっても返さない。

町長、これは・・・、棒読みすれば確かにそうです。松崎町営温泉管理条例第8条第3項、「加入金はいかなる理由があってもこれを返還しない」ちゃんと明文化されています。そのとおりです。これは加入者が、私は温泉に入りたいから、条例に従って1口毎分5リットル200万円を納めますから、供給してください。町長も、いいよ。引きなさい。だったら、自分の都合でやめていく。私が言いたいのは、温泉事業が廃止になった場合に加入金はどうするんですか。これは民法上でいくと、一方的な契約解除じゃないですか。この辺を私は聞きたいんですよ。確かに本人が加入金を払って、いいよ。自分が放棄していればいいです。松崎町が事業廃止して、お前ちはもう明日から入れない。この辺は民法的な考え方はどうですか。その辺をお伺いします。

○町長（齋藤文彦君）　わからないことはあとで課長に答えてもらいますけれども、被害が起き

たような、うんぬんの話をしているわけですがけれども、温泉がどのような被害が起きるかわかりませんので、そのような、先ほどの答弁になったわけですがけれども、もし大規模災害で温泉が壊滅的な被害を受けた場合でも、被害時点まで温泉供給の継続という義務、契約義務を果たしている以上、加入金は返還する根拠がないということで、私はそういうことだと思っていますけれども。

○2番（福本栄一郎君） ですから、どんなような被害といったって・・・、じゃあ、被害想定なんか何もやる必要はないじゃないですか。静岡県も国も。

こういった被害が起きるから、少なくとも心の準備をして、日本の国民の皆さま、県民の皆さま、町民の皆さまって、みんな防災計画をやっているじゃないですか。どんな被害が起こるかわからないから・・・、それはちょっと無責任だと私は思うんですよ。

だから、こういった場合に、どうするんですか。あなたの解釈でいいです。

じゃあ、復旧費用の財源、先ほど担当課長が当時の取得価格 12 億 8000 万円。今の実勢価格はどんかいになっているんですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 平成4年から7年度くらいにかけての金額が現在貸借対照表で残っているわけでございます。当時の価格が 12 億 8000 万円ということですから、やっぱり 10 パーセントくらいは増えているんじゃないでしょうか。実際に本当にかけるとなるとすれば。価格的には。それくらいしか想定はできないというお答えです。

○2番（福本栄一郎君） これは、ですから、貸借対照表のいわゆる簿記会計ですから、取得価格をやっていますよね。平成7年で。今現在実勢価格がどれくらいですか。物価上昇率はどんかいになっているんですか。

ですから、これを見て、3 億 8000 万円いま余剰資金があるから、みんなやりたい、やりたいときているんじゃないですか。その辺、町長、どうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） そのようなことは考えているわけではありません。

私たちは、料金もらってこれを運営しているわけですから、その供給している、温泉に入っている方に本当のサービスをすることが私たちの使命だと思っていますので、そういうことでやっていることでございます。

○2番（福本栄一郎君） 地方公営企業法の中にあるでしょう。経営の基本原則というのは、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」不要な・・・、不要とは言いませんよ。不急な仕事をやって、お金がなくなりました。じゃあ、使用料金を上げます。これは水道も一緒ですよ。いまいずれ水道もやります

から。

「お金があるからやればいいじゃ」「だったらば、つけを町民に回せばいいじゃ」「利用者に回せばいいじゃ」こういうことじゃなくて、相手は機械ですから、いつ故障になるかわかりませんが、その辺は使えるものはどんどん使っていた方がいいじゃないですか。修繕するものは修繕して、なにも新品に替えることはない。それは最終的な手段ですよ。

確かに、蛇口をひねればすぐ水なりお湯が出てきます。町民の広い意味では公共の福祉でしょうね。不便を与えない。ですけれども、経済性という面を考えるならば、そんなに不急な仕事をやる必要があるんですか。温泉然り、水道然りですよ。

今の現状で、しかも人口がだんだん、だんだん減ってくるでしょう。加入者がみんな料金を支えているんです。水道会計、温泉会計、まつぎき荘会計は観光客、お客さんが支えているんじゃないですか。町民じゃないですよ。宿泊施設は。よそから来たお客さんが宿泊料金で支えている。

水道・温泉は加入者が支えている。町長は人がいいですから、お金がなくなれば一般会計から入れてくればいいでしょうけれども、この辺の経済性が入っていないじゃないですか。しかも公営企業法でみても、経営責任者はどうなっているんですか。その辺、町長の考え方をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 温泉に関しても、水道に関しても、私が無理やりに仕事をしているように聞こえるわけですがけれども、内部で精査して、これだけは必要だということはやっているつもりですよ。

それで、皆さんからお金をいただいているわけですから、それがうまく活用できるようなつもりで私はやっているつもりです。

福本議員からそういうふうに見えるのは、非常に心外ですがけれども、そのような考えで私はやっているところでございます。

○2番（福本栄一郎君） 時間の関係がありますから、今度は6番目。豊富な湯量、非常にもったいないです。これは中川地区・岩科地区へと・・・先ほど担当課長がアンケートを昔取ったなんて言いますがけれども、この、広げると言ったらば、町長多額の費用がかかる。これは町長の判断ですね。地域住民の皆さんの今現在の考え方。

確かに延長していけば金はかかりますよ。その辺はまた再度伺います。

○町長（齋藤文彦君） もう一度・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 福本君、もう一度説明してください。

○2番（福本栄一郎君） 町長の・・・、アンケートを取りますか。

いわゆる拡張工事になりますけれども、地域住民が欲しているところを町長が「多額な費用がかかるから、やりません」じゃないですよ。住民の意見を聞いてないじゃないですか。だから、アンケートを取ったらどうですか。

それと、加入金を検討してね。200万円ですから、当然入ってこない。200万円というか、いわゆる既存の前に入った人との絡みもあるでしょうけれどもね。その辺を知恵を出して、いかにして加入者を増やすかということの考え方はあるんですか。

○町長（齋藤文彦君） 中川・岩科地区への配湯というようなことでいいですか。答えて。

あそこはもう少子高齢化が進んで、実際に長距離の管路敷設を含めると莫大なお金がかかるわけですから、向こうへ持っていこうと思ってもなかなか持っていけるものではないと思っていますよ。そういうことを考えて、莫大な経費がかかるわけですから、そういうことは、私はやりません。

○2番（福本栄一郎君） これは、もうちょっと幅広く、例えば企業誘致ということもあるでしょうね。この町の中では、ほとんど土地が空いていないですね。管が入っているところ。岩科方面じゃ、農地というんですか、これは売ってくれなければだめでしょうけれども、そういった面の企業誘致、特にいま全国的に不足している特養施設なんかで、こういった優遇策を打ち出して、例えば温泉を供給します、何をします、そういった積極的な考え方はあるんですか。

○町長（齋藤文彦君） 企業誘致のことは、なかなか非常に難しい問題で、午前中もいろいろ話をしたわけですが、松崎町は津波・地震、また交通の便が悪いということで、なかなか大きな企業誘致というのは難しいと思います。

温泉料金うんぬんのが非常にこだわっているわけですが、私も本当は安ければ安い方がいいと思いますけれども、はじめ200万円と330万円でスタートして、これがなかなかクリアできない、非常に難しい問題がありまして、20年そのままできたわけで、誰かがやらざるを得ないと思うわけですが、いまそれを内部で検討しているところでございます。

○2番（福本栄一郎君） 地域エネルギーで、何年前ですか、20年位、15年くらい・・・、京都議定書で二酸化炭素、いわゆる地球の温暖化の問題で、いわゆるローカルエネルギーとしてクリーンなエネルギーですよ。天から与えられた財物、地下資源。しかも温泉の効能、温泉療法というのがあります。これはあまねく町民にやったらどうですか。公共の福祉に通じるじゃないですか。あるいは企業誘致。ただお金がある、ない。そこは知恵を出すべきです。

ですから、その中で加入金を下げるというんですか、それは法的に難しいと思いますよ。もう

既に払っている人もいます。あとは、使用料金の関係の料金改定、加入金と使用料金を含めて、その何らかの方策を出す考え方はあるんですか。

○町長（齋藤文彦君） 松崎町は本当に温泉が余っているわけで、ないところは一生懸命探しているようなところもあって、非常に恵まれていると思います。ただ、温泉に関して、東伊豆の方で発電所うんぬんの話があって、量が少なくてとん挫したというような話があるわけですが、松崎町もあるところから、松崎町が一番高い所で 75 度くらいと聞いていますけれども、そういう低温でも発電ができるのではないかなという話がきています。

それで、国の方からお金をもらって、いろいろ町民の皆さんに説明しながら、そういうことになると思うわけですが、そのようなことを進めて、温泉をうまく利用していきたいなと思っているところです。

福本議員が言うように、加入金のやつはなかなか、私たちもいつているわけですが、なかなか難しい問題で、進まないのが非常に残念なところですが、これからの温泉会計を考えると、そういうこともクリアしていかなければ、なかなか続かないと思いますので、これからも知恵を貸していただきたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 福本君、時間はどうですか。

○2 番（福本栄一郎君） 延長をお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 5 分延長を許可します。

○2 番（福本栄一郎君） 確かに温泉は難しいです。いろんな料金関係、料金体系、しかもこの松崎地域しか限定されてないです。管が行っていませんから、当然ですよ。中川・岩科、三浦温泉は個人の会社がありますけれど。三浦地区はですね。

中川地区・岩科地区へと配湯する、町長の配慮は私が伺っていたら、町長はお金がないからだめだと、そこはやっぱり町長として、企業経営として、分母の数を増やす方策はないですかと、だんだん、だんだんみんな高齢化で子どものところに行ってしまう。空き家が増えてくる。経営がうてなくなる。悪循環を繰り返す。ただし、加入金は自由に売買できると書いてない。町で示しているから、基準額が 200 万円ですからあれですよ。町に相場をみんな合せてきますから。

ここの考え方、例えば私の試案ですよ。例えば半分にして、100 万円なら 100 万円にして、15 年なり 20 年の限定付き。民間の考え方を導入する考え。今現在は永久権利、売買も自由、民間は売買も禁止、権利は大体 10 年でもうプツリ、入りたい人はまた権利金を納めてください。これで民間の会社は成り立っています。

松崎町の場合は、親方日の丸、なんでもいい、じゃあ、金があるから、どんどん使え、こうい

ったことが企業の経営者として通用するですか。

ですから、私が言った・・・、わずか3億8000万円しかない。帳簿上の価格では12億8000万円、これは実勢価格にするとおそらく30億円くらいいっていると思いますよ。倍以上は。この程度の3億8000万円でなにもやれ、これもやれ、それは供給体制万全を取ることは確かに重要です。ですから、不急な仕事をやってもらっちゃ困るということですよ。その辺、町長の考え方はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 金があるからどうのこうのと・・・、私たちはどんどん使っているようには思いませんね。精査しながら使っているわけで、福本議員が職員の時にどのようなことをやったかわかりませんが、私たちはそんな無理なことをしているつもりはありませんけどね。

○2番（福本栄一郎君） 町長、私の前歴なんか必要ないんです。各課長はね、補助機関、あなたは執行機関だ。施行部はどうするこうする、あなたが町長として命令を・・・、判断すればいいことであって、各課長を責めるということは・・・、あなたは言っているけれども、愚の骨頂のことを言わないでくださいよ。別に私が前歴・・・、元やっていた・・・、それは確かにやっていました。職歴簿を見てください。確かにやっていましたよ。それじゃないの。あなたは執行部で町の責任者、町長であり、なおかつ公営企業会計の責任者でしょう。水道、温泉、まつぎ荘会計も。この辺、あなたの・・・、何も考え方が出ていないんじゃないですか。

その辺で、私が質問するのは、再度繰り返します。加入金と温泉使用料金を見直す考えがおありでしょうか。

これを最後にしますけれども。しかも先ほど言いました東京オリンピックも昭和39年、この温泉管理条例も昭和39年、49年もう経過しています。中身自体・・・、数字的なことはいいですよ。考え方を変えていってくださいということです。その辺をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 先ほど申しましたとおり、この料金体系は平成5年8月1日からスタートして20年経つわけですがけれども、変わらないわけで、なかなか非常に難しい問題が介在しているのはわかります。福本議員の言うことも良くわかりますので、加入金を下げるうんぬんの話はいろいろ内部で話をしているわけですがけれども、なかなか進まないのが現状です。

だけど、このままでいいというのではありませんので、中で検討していきたいと思っています。

○2番（福本栄一郎君） あと3分ありますね。時間がもったいないですから。

いわゆる法律というのは、生き物と同じなんですよ。生き物。いまいろんな最高裁が、判決が

出ているでしょう。いろんな婚外子の問題であるとか、いろんな問題が。それは明治時代、戦前に出来ていた法律ですよ。民法は。いま時代に合っていないでしょう。

おそらく今の日本国憲法だって、昭和 21 年でしょう。できたのは。交付と施行はあるけれども。その当時に基づいて法律を作っているのは、今のこのツイッター、スマホなんて法律なんてありましたか。いわゆる技術革新と一緒に法律がどんどん、どんどん出来てくる。あとの法律が追いつけないから一部改正をしたり、新たな法律を作るというのは、法律は生き物ですから。

あなたの考え方を入れて、この松崎町営温泉管理条例、昭和 39 年にできているのを、もう 49 年、50 年ですよ。あなたの考え方を入れて根本的な考え方をしたらどうですかということですよ。それを最後にして終わります。

○町長（齋藤文彦君） 内部で検討してみたいと思っています。

○2 番（福本栄一郎君） 以上で終わります。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で福本栄一郎君の一般質問を終わります。

---